第2　事業計画

1　肉用子牛価格安定事業

(1)　肉用子牛生産者補給金制度

肉用子牛の再生産の確保と、農業経営の安定を図るため、補給金制度への継続参加と全頭加入に向けた啓発強化に努めることとし、個体登録計画頭数は275,000頭（うち、「黒毛和種」46,600頭、「褐毛和種」800頭、「その他の肉専用種」600頭、「乳用種」121,000頭、「交雑種・乳」106,000頭）として事業を実施する。

令和４年度の肉用子牛の保証基準価格、合理化目標価格、生産者積立金は次のとおり。

○　令和４年度 肉用子牛の保証基準価格等

（単位：円/頭）

区分				黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種・乳
保証基準価格				541,000	498,000	320,000	164,000	274,000
合理化目標価格				429,000	395,000	253,000	110,000	216,000
生産者積立金				1,600	6,000	18,800	6,800	3,200
	うち生産者負担金	道内生産者		400	1,500	4,700	2,400	1,100
		道外生産者	県助成有	400	1,500	4,700	1,700	800
			県助成無	800	3,000	9,400	3,400	1,600

＜肉用子牛生産者補給金制度の仕組み＞

四半期毎（その他の肉専用種は年度毎）に農林水産大臣が告示する肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者補給金が交付されます。

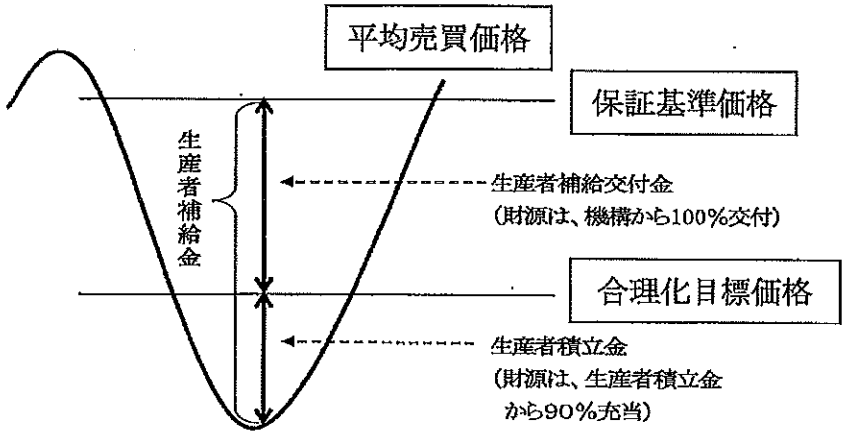

(2) 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業

ア 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業

(ア) 制度運営適正化推進

○ 肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の適正かつ円滑な推進等を図るため、肉用子牛の個体識別、個体登録、販売、保留、異動の確認及び指導に努める。

○ 補給金の不正受給を防止し、的確な制度運営を図るため、事務研修会等を開催する。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大時には、リモート（Web）による開催とする。

○ 肉用子牛の平均売買価格算定の基礎となる、9指定市場を含めた道内12家畜市場における家畜市場取引情報の取りまとめを行う。

■指定家畜市場（北海道）

家畜市場の名称	開　設　者
ホクレン北海道中央地域家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会
ホクレン南北海道家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会
ホクレン十勝地区家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会
ホクレン北見地区総合家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会
ホクレン根室地区家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会
北見集散地家畜市場	北見地方畜産商業協同組合
紋別集散地家畜市場	北見地方畜産商業協同組合
十勝中央家畜市場	十勝畜産農業協同組合
根室集散地家畜市場	根室地方家畜商業協同組合

(イ) 指定協会調査指導

肉用子牛生産者補給金制度の適正な実施体制の確保を図るため、農協等に委託している事務の執行状況について点検、調査及び指導を行うとともに、契約生産者における手続きについての点検及び保留牛等の現地調査を行う。

イ 指定協会運営体制支援事業

肉用子牛生産者補給金制度を円滑に実施するため、(独)農畜産業振興機構より支援を受け、当協会の運営体制の強化を図る。

(3) 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業

① 事業計画

令和４年５月において黒毛和種子牛価格が下落するなど、最近の肉用子牛生産者の経営環境が悪化しており、生産意欲の低下による肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されている。

このような中、肉用子牛生産者の生産意欲を高め、肉用子牛の生産基盤の維持・強化を図るため、全国の家畜市場における肉用子牛の取引価格（全国平均価格）が一定の水準を下回った場合、肉用子牛の飼養頭数を維持することを目的として、畜舎の環境改善や疾病の防止等の経営改善に取り組む肉用子牛生産者に対して、子牛販売頭数に応じた奨励金を交付する。

ア　品種区分毎の発動基準

品種区分	発動基準Ａ （１万円／頭）	発動基準Ｂ （３万円／頭）
黒毛和種	６０万円	５７万円
褐毛和種	５５万円	５３万円
その他の肉専用種	３５万円	３４万円
乳用種	１８万円	１７万円
交雑種	３０万円	２９万円

イ　経営改善の取組

経営改善の８つの取組のうち、３つ以上取組むこと

項　目	取　組　内　容
経営分析	経営管理研修等への参加、経営指導機関の経営診断等の活用
子牛の疾病の防止	寄生虫の駆除剤、下痢防止剤等の投与、ワクチン接種など
飼料効率の改善	給与飼料の分析を踏まえた飼料設計など繁殖雌牛や子牛の飼料効率の改善
駆虫・防虫対策	清掃による環境改善、駆虫剤の散布、防虫ネットの設置など
寒冷対策	カーフジャケットの装着、ヒーターの設置など
暑熱対策	扇風機・ミスト機の使用、遮断カーテンの設置など
牛体管理の徹底	削蹄の実施など牛体管理により繁殖雌牛の事故防止や子牛の商品価値向上
添加物による栄養状態の改善	乳酸菌、ビタミン・ミネラル等飼料添加剤の投与などにより繁殖雌牛や子牛の栄養状態の改善

2　肉用肥育牛価格安定事業

乳用種等の肉用牛肥育経営の安定を図るため、平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、その差額の一部を補給金として契約生産者に交付する。

事業への継続参加及び全頭加入に努めることとし、年次契約頭数は36,000頭として事業を実施する。

令和４年度の実施諸元は次のとおり。

○　事業の実施諸元

<table>
<tr><th colspan="2">業務対象年間</th><th>第14業務対象年間（令和４年度～６年度）</th></tr>
<tr><th>区　分</th><th>単　位</th><th>令和４年度事業内容</th></tr>
<tr><td>対象肥育牛</td><td></td><td>(1)　乳用種及び乳用種を母とする交雑種
(2)　肉質等級「２」以上で、枝肉重量300kg以上
(3)　指定荷受機関に出荷した肥育牛</td></tr>
<tr><td>保証基準価格</td><td>枝肉１kg当たり</td><td>1,085円（消費税込み）</td></tr>
<tr><td>平均売買価格</td><td>枝肉１kg当たり</td><td>平均売買価格は月ごとに、調査卸売市場での取引を基に、農水省が食肉流通統計にて発表する「乳牛去勢計」の平均卸売価格とする。</td></tr>
<tr><td>基準枝肉重量</td><td>１頭当たり</td><td>400kg</td></tr>
<tr><td>補給金交付</td><td>１頭当たり</td><td>各月ごとに、平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、補給金を交付する。
(1)　交付額
（保証基準価格－平均売買価格）×基準枝肉重量×0.9
ただし、交付額が1,000円以下の場合は交付しない。
(2)　交付限度額　　6,840円（交付上限単価19円/kg）
(3)　交付時期
月ごとに、当該月の翌々月に契約会員に対し交付。</td></tr>
<tr><td>負担金及び負担区分</td><td>１頭当たり</td><td>(1)　負担金　　3,500円
ただし、前年度の生産者積立金に残額がある場合、当該年度に契約を継続する頭数については、持分額として充当することができる。
(2)　負担区分、負担金単価　　（単位：円）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>契約農家</th><th>契約会員</th><th>指定荷受機関</th><th>計</th></tr>
<tr><td>負担割合</td><td>55%</td><td>15%</td><td>30%</td><td>100%</td></tr>
<tr><td>負担金単価</td><td>1,925</td><td>525</td><td>1,050</td><td>3,500</td></tr>
</table>
(3)　納付期日
協会が定める期日</td></tr>
<tr><td>特別納付金</td><td>１頭当たり</td><td>(1)　特別準備積立金　　設定なし
(2)　特別補てん積立金　　必要時に設定</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>１頭当たり</td><td>20円</td></tr>
</table>

3　肉豚経営安定交付金制度

養豚経営の安定を図るため、肉豚経営安定交付金制度の申請等事務の受託者として、必要な書類の作成支援及び生産者負担金の取りまとめと(独)農畜産業振興機構への送付・送金などを行う。

○　制度の内容

対象年度	令和4年度
区分	内容
業務対象年間	3年間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）
事業者参加者の名称	登録生産者（要件審査後に登録）
生産者の主な要件	・肉豚の販売目的で肉豚の肥育を業としている者 ・資本金3億円かつ従業員300人を超えない者 ・前業務対象年間に登録取消しを受けていない者 ・暴力団員等でなくなってから5年経過していない者等に該当しない者 ・法その他関係法令違反により罰金刑以上に処せられ、その執行終了等から3年経過していない者に該当しない者
交付金	標準的生産費と標準的販売価格の差額の9割を交付 負担割合：生産者1：国3 算出期間：四半期毎又は通期
負担金	納付頭数：年度当初に設定（「四半期ごとの頭数」も設定） 納付期限：7月末、9月末、12月末、3月末 単価：400円/頭
事務委託費	10円／頭

○　交付の仕組み

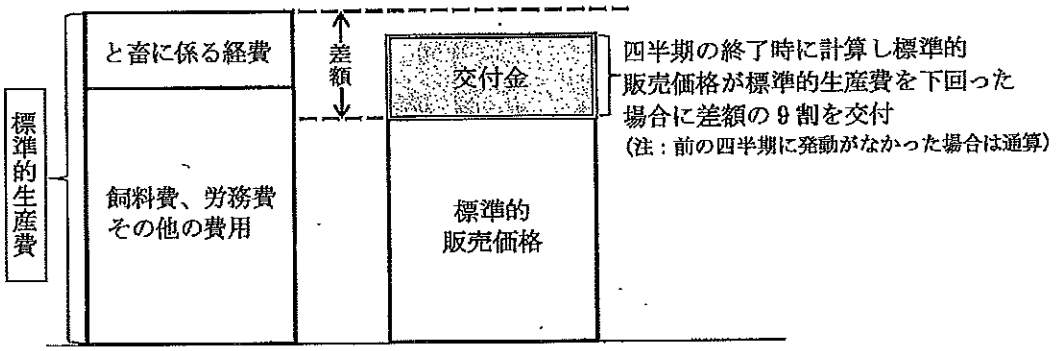

4　枝肉共励会等の後援

畜産共進会、枝肉共励会等の後援団体として副賞等を贈呈し、畜産の振興に努める。